

平成24年度
国の予算編成等に対する提案（案）

平成23年11月

関西広域連合

関西広域連合は、府県域を超える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数都道府県による全国初の広域連合として、昨年12月1日に設立しました。

当面の事務としては、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許及び広域職員研修の7つの分野の事務に取り組むこととしており、将来的にはこれらの事務の拡充や新たな分野の事務に取り組むほか、とりわけ原則廃止の方針である国の出先機関について、「丸ごと移管」の早期実現を目指します。

また、3月11日に発生した東日本大震災について、構成府県が一丸となりカウンターパート方式による被災地支援に取り組んできましたが、災害発生から約8か月が経過し、緊急・応急対応の局面から、復旧・復興課題へ中長期的な対応が求められる局面へと移行しており、今後も被災地のニーズにあわせた支援を継続します。

この大震災を契機として、わが国の経済社会のあり方、防災対策、エネルギー対策、国と地方のあり方等について大きな変革を迫られているところです。

これらについて関西広域連合として、平成24年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成23年11月 日

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

副連合長 和歌山県知事 仁坂 吉伸

委員 滋賀県知事 嘉田 由紀子

委員 京都府知事 山田 啓二

副委員 大阪府副知事 小河 保之

委員 鳥取県知事 平井 伸治

委員 徳島県知事 飯泉 嘉門

目 次

I	双眼構造の経済・社会基盤の構築	1
II	首都機能バックアップ構造の構築	5
III	東日本大震災に関する被災地支援と風評被害対策	7
IV	東海・東南海・南海三連動地震や大規模風水害等大規模災害への対応	9
V	台風第12号に伴う復旧・復興対策	13
VI	原子力発電所の安全確保	15
VII	再生可能エネルギー導入の促進と電力確保対策	18
VIII	地方分権改革の推進	21
IX	古典の普及及び振興に関する法律の制定	24
X	ドクターヘリ導入促進事業に係る予算枠の確保	25

I 双眼構造の経済・社会基盤の構築

【担当省庁】内閣府、経済産業省、外務省、国土交通省

このたびの東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切断により、わが国はもとより世界中の企業に影響を及ぼしており、これは単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性があらわれたと言わざるをえない。

今後、国内における双眼型、多極型の経済、産業、社会の諸機能の配置を進めるとともに、グローバルレベルでの安定的な生産・供給体制の構築も図る必要があることから、次のとおり提案する。

1 双眼型、多極型の産業再配置と事業継続力の強化

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

わが国企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備（デュアルシステム）や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置の促進に向けた制度の創出、また、各地域での課題解決に向けた高度かつ専門的な人材育成・確保等が必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークとわが国産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
- ・企業の事業継続計画（BCP）の策定に向けた働きかけと支援
- ・企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進
- ・地域と大学が連携した人材育成への支援

2 国内事業所の再編とグローバルなサプライチェーンの安定化

東日本大震災を契機に、企業は部品調達先の多極化を目指しているが、国内での災害リスクを懸念するあまり、生産拠点を海外に集中させることは、かえってアジア経済圏全体の不安定化をもたらす。わが国のバランスの取れた産業配置による安定供給体制の構築が、アジア経済圏の安定にもつながることから、わが国の立地環境をさらに向上させ、国内での拠点整備や外国企業の誘致をさらに促進することが必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・サプライチェーン多元化に係る民間投資を促進するための税制措置及び助成措置の実施
- ・被災地企業等の生産・研究拠点の復興や人材の確保促進など、国内における立地環

境の整備に対する重点的支援の実施

- ・アジア拠点化戦略の推進など外資系企業に対する優遇・支援措置の一層の拡大

3 最先端、最高品質、最高の信頼性の復元

わが国は、戦後復興から一貫して、優れた技術と高い品質により世界の信頼を得、グローバル市場で活動を広げ、関西はこうした「ものづくりニッポン」の発展に大きな役割を果たしてきた。

関西は、けいはんな学研都市、彩都、神戸医療産業都市、播磨科学公園都市などの最先端の産業や高度な科学技術の集積や、大型放射光施設 SPring-8、京速コンピュータ「京」といった世界水準の研究基盤を有している。また、国内シェア 8 割を有する蓄電池分野をはじめとした新エネルギー産業においては、関連企業だけでなく、京都大学、(独)産業技術総合研究所(AIST) 関西センターなどの研究機関も集積しており、世界的に見ても高いポテンシャルを有している。こうした優位性を活かし、これまで以上に、技術革新とイノベーションを強固に進め、最先端、最高品質、最高の信頼性を有する製品・サービスを世界に提供する関西の創造に向け、府県域を超えた「関西イノベーション国際戦略総合特区」を指定するとともに、以下の措置を講じること。

- ・関西の科学技術インフラを活かした、ライフサイエンスや環境・エネルギー分野等における市場の創出に向けた研究基盤や産業化への橋渡し機能の強化
- ・アプリケーション側からの蓄電池研究と安全性評価に向けた環境整備
- ・地域の特色あるイノベーションの創出に向けた産学共同研究に対する支援の拡充
- ・わが国が開発したグリーンイノベーション技術（エネルギー・環境技術）等の国際標準化に向けた環境整備
- ・税制面の優遇措置などリスクキャピタルの提供促進に向けた環境整備
- ・高度専門人材（博士号取得者等）のキャリアパスの多様化
- ・サービス産業、文化産業等の海外展開促進に向けたジャパン・ブランドの再構築と戦略的展開

4 国際戦略総合特区、地域活性化総合特区及び環境未来都市の指定と制度の充実

総合特区制度を実現するための「総合特別区域法」が平成 23 年 6 月 22 日に成立したが、既に申請済の関西の総合特区について全て指定すること。また、地域の実情に応じた制度とし、ゾーン政策本来の効果を発揮するモデルとする実効性ある総合特区制度として実現していくため、以下の措置を講じること。

- ・国際戦略総合特区について、海外との競争に対応し、真にわが国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、規制の特例措置や税制、財政、金融上の措置につい

ての更なる充実

- ・国際戦略総合特区の税制措置での要件の柔軟化（法人の事業活動を特区内に制限するような要件を加えない等）
- ・「関西イノベーション国際戦略総合特区」における、国際競争力向上のためのイノベーションプラットフォームの構築（実用化・市場づくりを目指したイノベーションを創出する仕組み）への支援
- ・地域指定後に設けられる国と地方の協議会における、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の地方からの提案についての実現への最大限の努力
- ・農林水産、環境など個別の分野振興を超えて総合的な対応を要する事業について、内閣府が総合調整機能を発揮し、機動的かつ直に地域へ財政支援する枠組みの構築
- ・リーディングプロジェクト等重要事業は、特区認定後、当分の間は国費の補助率を引き上げ
- ・地域活性化総合特区における国際戦略特区と同等の法人税の軽減措置の導入
- ・地域活性化総合特区で講じられる所得税における出資に係る所得控除の対象を LLC（合同会社）、LLP（有限責任事業協同組合）、一般社団法人にも拡大
- ・環境未来都市におけるモデル事業の充実及び、その他の財政支援の枠組みの構築

5 双眼型、多極型の国土構築に必要な社会基盤の充実・強化

国土の双眼型、多極型構造を構築するためには、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

また、同時に空港・港湾とそれらを連絡する高速道路のミッシングリンクの解消、利用しやすい高速道路料金の実現等が不可欠である。

そのため、以下の措置を講じること。

(1) 空港の機能強化

- ・関西国際空港・大阪国際空港の経営統合を通じ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援
- ・首都機能麻痺時など非常時に備え、首都圏空港の機能を代替、継続するための空港機能継続計画（BCP）の策定

(2) 港湾機能の充実強化

- ・阪神港が国際基幹航路を受け持つ西日本のハブ港として役割を果たすとともに、首都機能麻痺時等には京浜港をバックアップすることができるよう、国際戦略総合特区指定などによるその機能強化と規制の特例措置や税制上の支援措置等の実現
- ・太平洋側と並ぶ国土軸を日本海側に形成するため、京都舞鶴港を有する若狭湾の

「日本海（若狭湾）経済成長戦略特区」の実現

- ・ 著しい経済発展を遂げる対岸諸国との日本海側ゲートウェイとしての物流・人流機能の強化とともに、太平洋側港湾との機能分担と相互補完によるリダンダンシーの強化を図るため、日本海側の港湾である京都舞鶴港及び境港の機能強化

(3) 高速道路網のミッシングリンクの解消

- ・ 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するため、新名神高速道路の抜本的見直し区間の早期着手とともに、全線の整備促進
- ・ 空港・港湾と後背圏を連絡する名神湾岸連絡線、淀川左岸線延伸部などの未整備路線の早期整備
- ・ 日本海軸を形成するため北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道の事業推進及び京都縦貫自動車道の早期完成
- ・ 紀伊半島や四国の太平洋沿岸等の高速道路の早期整備

(4) 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ 割高な通行料金が、産業振興、観光交流や移動の障害となっている本州四国連絡道路の料金について、地域間格差を是正する全国一律の料金制度の導入
- ・ 平成 26 年度以降の阪神都市圏の高速道路における料金体系の一元化

(5) 北陸新幹線の整備促進

- ・ 北陸新幹線の一日も早い全線整備。そのための金沢（白山総合車両基地）から敦賀間の早期認可着工の実現及び大阪までの整備方針の明確化

Ⅱ 首都機能バックアップ構造の構築

【担当省庁】 内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

わが国の政治、行政、経済の中核機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

また、関西（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県）は、首都圏と同時被災せず、首都圏や各地との交通輸送手段や情報通信機能が十分であること、既存の施設・機能が充実していること、関西広域連合をはじめ、官民あがての積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏であることから、次のとおり提案する。

1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏での非常事態が生じた場合に備え、政府機能の関西全体への配置や各種団体本部の代替機能の関西への設置促進などを具体化するとともに、災害発生時に、どこで、誰が、どのような対応を行うのか等についてあらかじめ明確化すること。

また、政策、施策等の推進に必要な蓄積データのバックアップ体制についても整備すること。

2 国会、各府省の事業継続計画（BCP）策定とその推進

政府は、首都中枢機能バックアップエリアとして、関西の位置づけを明確にした「首都中枢機能全体の事業継続計画」を策定するとともに、国会、各府省等において、適切かつ迅速に計画を推進すること。

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

4 民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都圏に本部がある全国レベルの経済団体や本社がある企業に対して、本部・本社機能のバックアップの関西での確保と、部品供給、生産、物流、設計、研究開発などの企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること。

5 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、首都圏における非常事態を想定した備えをしておくことが重要であり、国は、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに関する社会実験を計画的に行うこと。

〈参考〉首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 金融中枢機能（日銀大阪支店、大阪証券取引所等）
- ② ビジネス中枢機能（バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ③ 情報中枢としての機能（NHK 大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ④ 物流中枢機能（空港、阪神港等）
- ⑤ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑥ 外交窓口機能（総領事館等）
- ⑦ 皇室機能（京都御所等）
- ⑧ 広域連携機能（関西広域連合等）

Ⅲ 東日本大震災に関する被災地支援と風評被害対策

【担当省庁】外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁

災害発生から8ヶ月が経過し、緊急対策から復旧・復興への新たなステージに移行しており、今後は、被災者の生活再建や被災地の復興に向けた取り組みの加速が必要となる。

また、放射能汚染への不安から、健康被害はもとより、インバウンド観光について激減した訪日観光客が回復していないなど、依然として厳しい環境にある。

このため、次のとおり、引き続き必要な措置を講ずるよう提案する。

1 東日本大震災への新たなステージに向けた支援対策

被災地においては、緊急対策から本格的な復旧・復興のステージに進んでいる。

今後は、新たな都市計画に基づくまちづくりや、道路や防潮堤等のインフラ整備などを進める一方、コミュニティづくりや高齢者の見守り活動の支援などを進めていく必要がある。

このため、教育、道路・港湾等の国の専門職員の更なる派遣、関西広域連合をはじめとした自治体間の応援に対する支援、福祉やまちづくりに関する民間の専門家やNPO、ボランティアの活動が円滑に進むよう、必要な措置を講ずること。

2 風評被害対策

(1) 農産物や工業製品等に対する風評被害の防止

農林水産物や工業製品等への不当な輸入制限措置が継続されるなど、依然として厳しい環境にあることから、引き続き、諸外国への日本の農林水産物の安全性に関する正確な情報提供や、工業製品に関する客観的データに基づく正しい情報発信、出荷制限の解除等の際の積極的な広報など必要な措置を講ずること。

(2) 日本のイメージ回復と復興を支える観光振興

震災の影響は、広く経済面にも波及し、特に、観光においては訪日観光客が激減した。この間、関係機関による誘客の取り組みによって徐々に回復してきたものの、折からの円高の影響を受けて、復調の動きが大きく損なわれている。本来、国際会議を含む国際観光は成長が見込まれる分野にもかかわらず、今や危機的な状況にあるといえる。このため、各般の対策が必要であり、国として、以下のとおり積極的に取り組むこと。

- ・訪日旅行客の誘客を図るため、東アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的

な展開

- ・訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- ・国際空港の魅力向上のための到着時免税制度の導入
- ・国際空港着陸料の期間限定無料化
- ・空港等におけるCIQの体制の充実・強化、地方空港のオープンスカイ化
- ・中国からの訪日観光旅行に関する査証免除に向けた検討

3 放射能汚染に関する不安の解消

(1) モニタリングの強化

放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用するため、福島県内及び隣接府県における小・中・高校、幼稚園、保育所、公園等における線量計測システムの充実のほか、全国の放射能調査体制の更なる充実を図ること。

(2) 検査機器の導入促進

世界市場に対して日本産食品の信頼を回復し、輸出の回復と更なる拡大をするため、諸外国やビジネスにおける放射性物質検査ニーズに対応するための検査機器の導入に関する更なる支援を行うこと。

IV 東海・東南海・南海三連動地震や大規模風水害等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

今世紀前半にも発生すると指摘され甚大な被害が懸念される東南海・南海地震は、東海地震も加えて3つの地震が同時発生すればより広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、これまでの「防災」に、助かる命を助ける「減災」の視点を加え、同地震をはじめとする大規模災害による被害を最小限にとどめるための対応について、次のとおり提案する。

1 津波等による被害想定の見直しに係る取組

(1) 東海・東南海・南海地震等に対する早急な被害予測の実施

- ① 最新の知見の提供、技術的な助言等の援助
 - ・津波により浸水する範囲・水深や想定される被害について、自治体が予測を行うに際しての最新の知見の提供、技術的な助言等の援助を行うこと。
- ② 被害想定の見直し
 - ・今回の震災では、事前に想定し防災対策を講じていた規模を超える「想定外」の規模で地震及び津波が発生し、甚大な被害を招いたことから、東海・東南海・南海地震等についても、千年に一度発生する巨大地震・津波を想定しつつ、あらゆる事態を想定した津波シミュレーションのもと、その被害想定の見直しを早急に行うこと。
 - ・津波シミュレーションにあつては、詳細な地形データを用いるとともに空間格子間隔を12.5m以下とするなど、精度を高くすること。
- ③ 教育及び訓練の実施
 - ・被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、津波等が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。
- ④ 連携協力体制の整備
 - ・地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

(2) 津波等による被害の防止、軽減

- ① 観測体制の強化

- ・津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための津波の観測体制の強化
- ・特に近い将来における発生が予想される東南海・南海地震対策になる「地震・津波観測監視システム（DONET）」や海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網を構築し、得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、京速コンピュータにより分析することによる地震・津波の発生、被害予測の精度の向上を図ること。

② 調査研究の推進

- ・津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進を図ること。
- ・特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査を速やかに実施し、その結果を情報提供すること。
なお、太平洋側だけでなく、日本海側についても、プレート境界、海底活断層位置等の調査を実施すること。
- ・避難勧告、避難指示という発令のあり方を見直し、住民の警戒心をより喚起し、確実に避難に結びつけられる制度等についての研究の推進を図ること。

2 記録的短時間の大雨情報の予想システムの確立等

(1) 記録的短時間の大雨情報の予想システムの確立

記録的短時間大雨情報については、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合等に、都道府県別の発表基準により発表されているが、特に発表基準の高い都道府県においては、事前の予測が出来るよう気象庁において対策を講じること。

(2) 雨量、地形、土地利用等から流域河川の増水量をシミュレーションする分析ツールの確立

降雨量が予測できても、河川毎に流域の土地利用や支川の状況、ダム等の有無により、その増水量を予測することは困難であるため、増水量を予想分析する研究を進めること。

(3) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定支援

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」では、策定種別、避難準備情報、避難勧告、避難指示別に具体的な発令基準を策定することとされているが、特に土砂災害においては、具体的な指標が少なく、発令判断が困難なため、明確な判断指標を研究、策定すること。

3 国における大規模災害対策の強化

(1) 東南海・南海地震対策における補助率の嵩上げ及び対象事業の拡大

- ・東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災対策特別措置法による地震防災対策事業補助率の更なる嵩上げを図るとともに、対象事業の拡大を図ること。

(2) 政府現地対策本部の活動内容の明確化

- ・東南海・南海地震応急対策活動要領において大阪に設置されることとなる政府現地対策本部について、未調整部分の多い具体的活動内容の調整を図ること。
- ・現在未作成の東海・東南海・南海地震対策における活動要領及び具体計画の作成を行うこと。

4 地震・津波・風水害等大規模災害に備えたインフラ整備

東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震・津波被害や頻発する局地的な集中豪雨による大規模災害等から、住民の安全と安心を確保するためには、インフラの果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講じること。

(1) 高速ネットワーク形成によるリダンダンシー確保

- ・国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の抜本的見直し区間の早期着手とともに、全線の整備促進
- ・災害支援物資の輸送拠点である阪神港と関西内陸部の防災拠点との連結強化を図るための高速道路等のミッシングリンク解消
- ・紀伊半島や四国の太平洋沿岸及び京都府から鳥取県に至る日本海沿岸の高速道路等のミッシングリンク解消
- ・東海道新幹線の代替ルートの早期整備

(2) 津波対策としての避難施設や防潮堤等の整備促進

- ・最新の知見に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備推進
- ・防潮堤や津波の遡上が予想される河川の堤防について、最新の知見に基づいた津波対策にかかる技術的な助言と必要な財政的措置の実施

(3) 津波被害に強いまちづくりの推進

- ・津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての技術的な助言と必要な財政的措置の実施

(4) 建築物の耐震化の推進

- ・総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実

- ・避難路及び緊急輸送道路に面した建築物等の耐震化に係る補助制度の拡充と津波避難ビルの耐震化等に係る補助制度の創設
- ・地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、民間住宅の耐震改修に係る既存制度の拡充及び継続的な実施

(5) 治山・治水対策の推進

- ・頻発する大規模な風水害に備え、森林整備と砂防・治山事業の連携による森林・土砂災害対策や河川氾濫対策等、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策の推進に係る必要な財政的措置の実施

5 大規模災害発生時の外国人医師の受入

東海・東南海・南海三連動地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。

V 台風第 12 号に伴う復旧・復興対策

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省

四国・中国地方を縦断した台風第 12 号の影響により、各地で 72 時間雨量の観測史上最高値を更新するなど、記録的な豪雨となった。

今回の豪雨による河川の氾濫や土砂災害により、広範囲に及ぶ市街地の浸水、河川、道路、鉄道、農地、農業用施設等の破損や農業被害がもたらされた。

今後、台風第 12 号に伴う復旧・復興対策に万全を期すため、次のとおり提案する。

1 公共土木施設等の早期復旧・復興

早期に災害復旧事業に着手するため、公共土木施設、農地、農林水産業施設、共同利用施設等に係る災害復旧事業の早期採択と財源措置を行うとともに、復旧・復興支援に係る制度の柔軟な適用や見直しも含めて特段の配慮を行うこと。

なお、今回の台風では、紀伊半島の海岸線を通る唯一の幹線道路である国道 42 号や、内陸部の国道 168 号は、洪水や土砂災害、越波等により通行止めとなり、被災地への迅速な救助・救援活動にも支障を来たした。

このため、広域的な交通のリダンダンシーを確保し、被災地への基幹的な救援ルートを確保するため、紀伊半島や四国の太平洋沿岸及び京都府から鳥取県に至る日本海沿岸の高速道路等のミッシングリンク解消や、東海道新幹線の代替ルートの早期整備を図ることにより、多重ネットワークを早急に形成すること。

2 被災者の生活再建に向けた総合的支援

住宅や仕事など生活の基盤を失った方々をはじめ、全ての被災者が元の生活環境を取り戻すために必要となる各種の支援制度について、十分な財源措置を行うとともに迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

3 地域産業の復旧・復興支援

台風による直接被害や道路・交通の遮断による経済活動の停滞などの間接被害により、農林水産業や商工業、観光業など地域経済を支える産業が危機的な状況となるため、経営の安定化、再建のために必要な支援を、これまでの枠組みにとらわれず大胆に行うこと。

なお、今回の台風では、梅などの急傾斜地にある畑が多数被害を受けたが、傾斜が 20

度を超えるため、災害復旧事業の採択要件の適用外となっているとともに、林道や森林作業道にも多くの被害が発生したが、森林作業道は災害復旧事業の対象となっていない。このような被災地域の実情を踏まえ、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の趣旨に鑑み、事業の効果が期待される場合には、被災地の現状に合わせた柔軟な運用を行うこと。

4 指定文化財等の復旧に対する支援

台風により被害を受けた指定文化財等の復旧に対する支援についても特段の支援を行うこと。

VI 原子力発電所の安全確保

【担当省庁】 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

東日本大震災を契機として発生した今回の福島原発事故については、早期収拾に全力で取り組むとともに、事故原因を徹底究明することが必要である。また、今回の事故で原子力発電所の安全性に対する住民の不安が高まっていることから、安全確保が必要であり、次のとおり提案する。

1 福島原発事故の早期収束と国民の不安解消

(1) 福島原発事故の原因究明

原子力安全委員会においては、今回の事故について、地震と津波が与えた影響や原子力発電所の高経年化が与えた影響など、安全対策が機能せず事故に至った原因の究明と事故の対応についての検証を行い、その結果を公表すること。

(2) 事態の早期収束

深刻な事態の早期収拾に全力で取り組むとともに、避難勧告が出された地域をはじめとして、被災自治体を全面的にバックアップすること、また、被害を受けた住民への補償が確実になされるよう対応すること。

(3) 放射能汚染に関する不安への対応

住民等への必要な測定・除染等を徹底するとともに、絶対的に不足する放射能測定機器を適切に提供すること。また、測定、除染等が必要でない住民等については、不安の除去を徹底するとともに、対応方針に変更があった場合には、理由を明確にしたうえで速やかに情報提供を図ること。

(4) 避難者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みの早期明示

被災地の生活基盤の回復には長期間を要するとともに、原発事故による避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援を実施しているところであり、被災者の受入れ等に関する国の財政措置の枠組みを早期に明示するとともに、可能な限りの財政措置を行うこと。

2 原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備

(1) 原子力発電所の安全基準の明確化

原子力安全・保安院では、緊急安全対策は適切に措置していることを確認したとして、現在運転中の原子力発電所の運転継続及び起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしている。

しかし、多くの国民が原子力発電所に不安を抱いている状況に鑑み、未だ福島原発事故の要因は解明されていないが、現時点までに得られた知見を基に、追加的安全基準を早急に策定し、それに対する対応の適否を判断する手続きを具体化すること。

また、その手続きに基づく国の判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すこと。

(2) 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じこめる」機能について「想定外の事態」とならないよう、原子力事業者が実施する地震および津波等に対する安全性向上に万全を期するため、とりわけ原子炉冷却のための電源対策や電源以外の冷却手段の確保については、国において必要な措置を講じること。

また、原子力発電所が立地する若狭湾周辺の過去の大地震・大津波の発生状況の調査を行い、その結果を公開するとともに、安全対策に反映すること。

さらに、地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査を速やかに実施し、その結果を情報提供すること。

(3) 監視体制の強化と情報提供の徹底

福島第一原発からEPZの範囲を越える地域に対しても避難等が指示されたことに鑑み、国および原子力事業者の責任において環境放射線モニタリングポストの増設など放射線および放射性物質のより一層の監視体制強化を図るとともに、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、SPEEDI情報等原子力発電所や放射性物質等に関する正しい情報を迅速に提供すること。

また、事故時対応を想定した可搬型のモニタリング機器整備等について財源措置の対象とすること。

さらに、今回の事故では、環境放射線モニタリングポスト、テレメータシステムによる監視・情報発信が十分に機能していないため、国においてその検証を行い、耐震化、無停電化、通信機能強化などのために必要な財政的支援を行うこと。

(4) EPZの見直しなど原子力災害対策に関する法律等の見直し

EPZの範囲の見直しなどの防災指針の改訂や、原子力発電所の立地から対策に至るまでの一貫した対応、関係隣接県の取扱いの広範囲化などといった、原子力災害対策にかかる法律の改正等、所要の措置を講じること。

また、関係隣接県等に対しても、国や事業者の責任において、SPEEDIやERSS等の測定データを提供するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、医療提供体制、避難体制整備に要する経費について国において財政的支援を行うこと。

また、今回の事故ではオフサイトセンターが十分に機能していないため、その検証

を原子力事業者とともに十分行うこと。さらに、原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保すること。

Ⅶ 再生可能エネルギー導入の促進と電力確保対策

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省

電力の需要と供給のあり方については、国や電力会社に任せきりにするのではなく、関西の一人ひとりの住民が消費者として考えていくことが重要である。

関西広域連合においては、新たなエネルギー社会づくりに向け、産業活動や都市魅力に影響を与えないということを前提に、再生可能エネルギーの導入拡大などエネルギー源の多様化、省エネ型の生活スタイルへの転換など需要と供給の両面からとるべき方策について、現在検討を進めているところであり、全国的な電力不足に対処するための当面の電力確保の取組みについて、次のとおり提案する。

1 再生可能エネルギー導入への積極的な取組

環境負荷が少なく、地域に広く存在する太陽光などの再生可能エネルギーの活用は、エネルギー源の多様化、自給率向上の観点からも不可欠であることから、その積極的な導入に向けて、関西に集積する新エネルギー関連の生産・研究開発拠点等のポテンシャルを活かし、太陽光発電や蓄電池、電気自動車、燃料電池、さらには、それらを活用するためのスマートグリッド等の社会システム・技術の開発に思い切った投資を行うとともに、民間への導入支援など再生可能エネルギーへの転換を促す総合的な施策を推進すること。

特に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る政省令等の制定にあたり、買取価格・期間は、次のような条件整備を行い、再生可能エネルギー供給への多様な事業主体の参入や投資を促進するため、十分な経済的メリットが生じるものとし、住宅用太陽光発電の加速的普及にも資するものとなるよう設定すること。また、電気事業者が供給者との接続を拒否できる場合の要件を限定的なものとする。

なお、既に稼働している太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電についても、将来にわたり持続可能となるよう、適正な買取価格及び期間を設定するなど制度設計について、万全の措置を講ずること。

(1) 太陽光発電に係る買取制度については、設置時の初期投資が売電により確実に回収できるよう、以下のような買取価格及び期間を設定すること。

①買取価格について、現行水準（住宅用 10 キロワット未満：42 円/キロワット時、住宅用 10 キロワット以上及び非住宅用：40 円/キロワット時）を維持すること。

- ②買取期間について、初期投資が確実に回収できる20年とすること。
- ③住宅用太陽光について、「余剰買取」を「全量買取」とすること。
- (2) 太陽光発電以外の再生可能エネルギーについても、太陽光発電と同様に初期投資が確実に回収できる買取価格及び期間をそれぞれ設定すること。
- (3) 太陽光をはじめとする再生可能エネルギー供給への多様な事業主体の参画を促進するとともに、地域における自立・分散型のエネルギーシステムの構築にも資するよう、発送電分離を含めた電力システムのあるべき姿に関して早急に明確化し提示すること。

2 当面の電力確保の取組

(1) 火力、水力発電の最大限の活用

経済・産業活動への影響を最小限に抑えるため、当面の緊急的な措置として、既存の火力、水力発電の最大限の活用を図るため、以下の取組を行うこと。

- ・LNG等の燃料の安定的確保
- ・施設の増設に関する手続きの簡素化
- ・発電効率を高めるための設備改良への技術的又は財政的支援

(2) 余剰電力の有効活用

他地域や事業者からの余剰電力を有効に活用するため、他の電力会社からの応援融通や、特定電気事業者等からの追加的な電力購入の円滑化に向けた取組を行うこと。

自家発電施設の積極的活用を図る観点からガイドライン等で手続等を明記の上、保有者と電気事業者間の自家発補給契約の見直しを促進すること。また、需要家が自家発電施設で発電した電気を電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社事業所等で有効活用できるよう、電力会社に対し自己託送制度の弾力的運用を促すこと。

また、新たに導入された自家発電設備導入促進事業費補助金については、周知・公募期間や事業実施期間に余裕を持たせるなど、民間企業が活用しやすい制度にするとともに、平成24年度以降も引き続き継続し更なる電力確保に努めること。

3 サマータイムの実施

今夏、関西広域連合においては、家庭や産業・業務部門における節電対策、行政の率先行動を柱に、構成府県で節電を呼びかけるとともに、府県庁においても実情に応じた形でサマータイムを実施したが、サマータイムについては国全体で取り組まなければ十分な効果が得られない。

そこで、サマータイムについて、これまでの取組効果を検証した上で、国民の共感を

得ながら日本全体で取り組める枠組みを早急に検討し、社会全体での省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図ること。

VIII 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

地方分権改革とは、地域のことは地域の自己決定・自己責任のもとで実施することが出来る社会を築くことであり、その際には、国と地方の役割を明確にし、地方が担うべき役割は、地方の財源で行うことができるようにすることが必要である。

これまでの国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、地域における行政を地方公共団体が自主的かつより総合的に実施するため、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するという、アクション・プラン（平成22年12月28日 閣議決定）の早期実現を求める。また、国から地方への更なる権限移譲や義務付け・枠付けの廃止・縮小など、地域の自主性を高め、国と地方公共団体の関係を対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと転換するため、次のとおり提案する。

1 関西広域連合への国出先機関の移管実現

(1) 国出先機関の丸ごと移管の実現

国出先機関の原則廃止に向け、関西広域連合への国出先機関の権限・財源・組織の一括移管（「丸ごと」移管）を進めること。

その第1ステップとして、まずは、以下の3機関の早期移管を実現すること

近畿経済産業局：中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。

近畿地方整備局：全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・直轄河川等住民生活に直接影響する基幹的なインフラ整備を担う機関で、地域振興、安心安全の確保に欠かせない。

近畿地方環境事務所：山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

(2) 移管にあたっての財源措置等

移管にあたっては、移管後の事務執行にあたって地方の自主性・自立性を最大限尊重するとともに、現行と同水準の行政サービスが維持できるよう、人件費を含め必要な財源を措置すること。また、円滑な人員移管を可能とするため、共済や退職手当の取り扱いなど早急に具体的な議論を進めること。

さらには、国・地方双方の関係者がこれらの課題について協議を進め、その協議結

果を踏まえ、移管に必要な法案を整備し、平成 24 年通常国会に提出すること。

2 広域連合制度を拡充するための法律の制定等

(1) 構成団体の変更に関する手続きの弾力化

広域連合への新規加入や、広域連合がすでに実施している事務で関係する構成団体を増やす場合について、広域連合議会の議決があれば、異動のない府県の議決は不要とするなどの弾力化を図ること。

(2) 執行機関における理事会制導入等

広域連合の運営に各構成団体の意向を反映しつつ、適切な意思決定を行なえるようにするため、執行機関における理事会制を早期に導入すること。

また、広域連合に常駐できない連合長等に代わり、一定の業務執行権限を持つ常勤の職を設置できるようにすること。

(3) 議決方法の特例の導入

一部の構成団体のみに関する議案については、当該構成団体選出の議員の意向を採決に反映できるよう、議決方法について特例を設けることができるようにすること。

(4) ウェブ会議等の手法の導入

広域連合議会や理事会におけるウェブ会議の活用など、遠隔地からの議員・理事の参加を容易にしうる手法を可能にすること。

3 国から地方への更なる権限移譲及び義務付け・枠付けの廃止、縮小

(1) 国から地方への更なる権限移譲

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むようにするという地方分権改革の理念に基づき、地方が自らの権限、責任、財源のもと地方のことは地方が決定し実行できるよう、国から地方への更なる権限移譲を進めること。

(2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小

地方分権改革推進委員会の 3 次勧告に含まれる地方要望分 104 条項を完全に実施すること。

また、地方分権改革推進委員会の 2 次勧告 4,076 条項の見直しを実施すること。

(3) 施設・公物の設置・管理基準の条例委任に当たっての地方裁量の拡大

地域主権改革推進一括法及び地域主権戦略大綱による基準の条例委任について、「従うべき基準」とされたものについては、国が政省令で定める基準のまま条例化することが求められており、地方の裁量拡大につながらないことから、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ移行すること。

また基準の委任形式を条例に限定しないこと等による地方裁量の拡大を行うこと。さらに、義務付け・枠付けの今後の見直しにあたっては関連補助金の一般財源化や補助要件の見直し等を並行して実施すること。

4 自治体の国際化の促進に向けた公用旅券事務の実施

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけではなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層、活発化していく必要がある。

自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすること。

また、自治体職員に対し、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、自治体職員の公務による海外渡航に際しての「公用旅券」発給業務については、国の権限を受けることができる新たな行政の枠組みとして発足した関西広域連合において実施できるよう制度を改めること。

5 各種基金事業の終了後の財源確保

国において創設・拡充された交付金による基金事業の多くが、平成 23 年度に終了することとなっている。「妊婦健康診査」や「介護職員の処遇改善」など健康福祉に関する基金事業や「森林の整備・林業の再生」など幅広い分野について、継続的な取り組みが必要な基金事業については、国が恒久的・安定的な財源を確保すること。

また、東日本大震災や歴史的な円高水準など、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、経済対策関連基金については、必要に応じ、実施期間の延長や積み増し、対象事業の拡大など、基金事業の充実強化を図ること。

IX 古典の普及及び振興に関する法律の制定

【担当省庁】文部科学省、文化庁

古典は、文化芸術、思想その他の広範な文化領域において重要な位置を占め、豊かな価値を有するものであり、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである。

日本人の誇りや心を形成する拠り所となるものであり、国民全体の社会的財産であって、古典文学をはじめ伝統文化を未来にわたって保存・活用し、後世に引き継ぐことは現代に生きる私たちの責務である。

こうしたことから、日本の伝統文化や日本人の心を次世代に継承していくため、次のとおり提案する。

1 古典の普及及び古典を活用した文化の振興についての法律の制定

古典の普及及び古典を活用した文化の振興についての法律を制定し、積極的な振興に取り組むとともに、特に、国民が広く、人間の叡智の結晶である古典に触れ、親しむ日として、11月1日を「古典の日」と定めること。

X ドクターヘリ導入促進事業に係る予算枠の確保

【担当省庁】厚生労働省

ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプター）は、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の「救命率の向上」や「後遺症の軽減」等に大きな成果をあげている。

また、救急医療体制の充実・強化を図る観点から、平成 19 年には「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が施行され、ドクターヘリの配備推進に向けた方向性が示されたことから、全国においても積極的に導入が進められ、平成 23 年 10 月現在、25 道府県において 28 機のドクターヘリが導入されている。

関西広域連合においても、「ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実」を図るため、府県域を越えた広域的なドクターヘリの最適配置・運航体制の実現を目指しており、既に運航している 3 機に加え、今後、新たな導入を検討しているところである。

ドクターヘリ運航事業は、関西広域連合における主要事業の一つに位置付けており、また、国においても、平成 24 年度「予算概算要求」のなかで、早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、「ドクターヘリの導入促進事業の充実」を掲げていることから、次のとおり提案する。

1 「ドクターヘリ導入促進事業（医療提供体制推進事業費補助金）」に係る予算枠の確保

救急医療体制の充実・強化の観点から、全国的にドクターヘリの導入が進められるなか、国においては全国需要の的確な把握を行うとともに、必要な予算枠の確保を行うこと。